

第10回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成19年10月29日（月）新発田市役所第2・第3委員会室		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・意見書に対する市の考え方について ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 次回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 		
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 鳴海 惇 (税理士) (出席) 委員 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 北平 健司 (公募委員) (出席) 委員 二ノ宮 貴子 (公募委員) (出席)		
審議対象期間	平成19年5月1日～平成19年8月31日		
抽出案件	10件 (対象工事総件数109件)		
制限付 一般競争入札	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅単第2号 新発田駅前公園修景施設整備工事 ・ 建工第8号 市役所庁舎屋根・外壁改修工事 ・ 交安第1号 東新町商高線歩道設置工事 ・ 道新第7号 小出線改良工事 ・ 建工第9号 松浦保育園外部塗装工事 	
公募型 指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗建第1号 分水右岸線舗装工事 	
通常 指名競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建石第5号 カルチャーセンター石綿含有吹付材対策工事 ・ 道新第1号 松岡本線改良工事 	

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第16号 西共同調理場設備機器増設工事 ・都生受第2号 真木山中央公園野球場改修（その3）工事
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者 2名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 意見書に対する市の考え方について</p> <p>(1) 予定価格の設定について</p> <p>(2) 予定価格の事前公表について</p> <p>(3) 地域要件と入札参加者数について</p>	<p>今後の入札制度改革の中で、できるものは直ちに取り組みたい。また、更なる調査検討が必要なものについては、入札制度庁内検討会議にかけてできるだけ反映させていきたい。</p> <p>歩切りの廃止については、適正化法のガイドラインにおける努力事項でもあり、他市の状況も把握しながら検討していきたい。</p> <p>予定価格の事前公表の廃止は継続することとしたい。</p> <p>コンプライアンスについては、法令遵守が義務付けられている地方公務員法に基づき更に周知徹底を図っていきたい。</p> <p>平均入札参加者が10者に満たないのは指摘のとおりである。</p> <p>このことを踏まえて、平成19年度から、5000万円以上の土木工事と建築工事について市内に営業所を有する者まで地域要件を拡大した。来年度は、土木工事について3500万円以上まで引き下げたい。</p> <p>また、入札参加者数が少数であった工種や公募ランクの検証を行い、来年度へ向けて公募ランクの標準設定の見直し等検討をしていきたい。</p>

<p>(4) 入札方式について</p> <p>(5) 不正行為の排除について</p> <p>(6) 適正な施工の確保について</p> <p>(7) 電子入札について</p> <p>・ 予定価格の事前公表廃止に伴うコンプライアンスの徹底については、ぜひ努力していただきたい。</p> <p> 予定価格の事前公表をやめる以上は、それに伴い秘密の漏洩を防止しなければならない。それで倫理条例等というのが意見書の中に入っている。このことを理解され更に徹底していただきたい。</p>	<p>平成19年度からは全ての工事について、原則、制限付一般競争入札を実施している。</p> <p> 今後も制限付一般競争入札を継続していきたい。</p> <p> 新発田市談合情報対応マニュアルに基づき、厳正な対応をしていきたい。</p> <p> 低入札価格調査を行った結果、施工可能と判断した場合においても適正な施工が確保されるよう、各種条件を付けて監理徹底を強化していきたい。</p> <p> 業務執行体制については、適正な監理が行えるよう検討していきたい。</p> <p> 技術職員の育成については、技術力向上のための研修会を今後も積極的に開催し継続していきたい。</p> <p> 平成19年度試行、20年度段階的实施、平成21年度完全実施に向けて進めていきたい。現在、県と電子入札システムを共同利用するために準備を進めている。</p>
--	---

<p>4 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>【制限付一般競争入札について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回から予定価格を事後公表とした案件となるが、制限付一般競争入札の抽出案件をみると、入札金額の幅が大きくなったように思われる。特に新発田駅前公園修景施設整備工事は入札金額の差が大きい。このように倍に近い幅が出てくる要因について何か考えられるか。 ・造園工事は一般的な建築工事や土木工事とは異なるが、工事の特殊性によって差が出るのか。 ・辞退者が1者いるが、ペナルティはないのか。 ・委員会用の資料として、次回から、大まかな項目でいいので、設計額と落札者の積算内訳の資料をいただきたい。 <p>【公募型指名競争入札について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問・意見等なし) <p>【通常指名競争入札について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後市の入札に参加を希望しないということで辞退した者については、登録から削除されるのか。 	<p>(抽出案件中、制限付一般競争入札5件の概要について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このように大きな差が出る場合の要因としては、一般管理、現場管理等の諸経費の部分を関連工事と調整したり、競争するために各企業の企業努力により、その分を切り詰めていると想定される。 ・工事の特殊性により明確に差が出るということはないと考えられる。 ・これについては、一般競争入札に初めて申込んだ者だったので、口頭で指導を行った。 ・了解 <p>(抽出案件中、公募型指名競争入札1件の概要について説明)</p> <p>(抽出案件中、通常指名競争入札2件の概要について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加の登録をやめたものである。
--	--

<p>【随意契約について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札の案件で、契約金額が100万円くらいのものである。 <p>・真木山中央公園野球場改修（その3）工事について、側溝蓋天端ゴムシート貼りと、赤色スクリーニングス舗装とは、どんなことをするのか。</p> <p>(2) 次回委員会開催に伴う抽出委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の事案抽出を鳴海委員に委任。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(質問・意見等なし) <p>4 閉会</p>	<p>(抽出案件中、随意契約2件の概要について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法及び当市の契約規則で、130万円以下が随意契約できる金額であるが、指摘の工事については、予定価格が130万円を超えているので入札を行い、落札金額が130万円を下回ったものである。 <p>また、130万円を超えるものでも、地方自治法施行令の規定に該当すれば随意契約できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝蓋天端ゴムシート貼りとは、野球場内に側溝を設置しているが、競技の安全のため、側溝の蓋の上に厚さ1cmのゴムシートを貼ったもの。また、赤色スクリーニングス舗装とは、球場内の一番外野側でフェンスから約5mの幅で色の違う部分について特殊な舗装を行ったもの。 <p>前回の委員会で要望の出た「予定価格事前公表廃止前と廃止後の落札率比較」と「請負業者別契約件数及び契約金額の割合」の資料を提示</p>
---	---